

静岡県告示第2999号

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第1240号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(事業の種類、補助率)</p> <p><b>第2条</b> 前条に規定する農地及び農業用施設の災害復旧事業及びこれに要する経費の補助率は別表のとおりとする。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条の規定に<u>基</u>き、国がその事業費の一部を間接に補助する農地及び農業用施設の災害復旧事業に限るものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる事項は、知事が補助金の交付の決定をする場合に附する条件となるものとする。</p> <p>(1) <u>規則並びに</u>この要綱により、補助を受け又は受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）は、<u>次の各号の一</u>に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 補助事業者は、当該災害復旧事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該災害復旧事業の遂行が困難となつた場合においては、<u>すみやかに</u>知事に報告してその指示を受けなければならないこと。</p>	<p>(事業の種類、補助率)</p> <p><b>第2条</b> 前条に規定する農地及び農業用施設の災害復旧事業及びこれに要する経費の補助率は別表のとおりとする。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。<u>以下「法」という。</u>）第3条の規定に<u>基づ</u>き、国がその事業費の一部を間接に補助する農地及び農業用施設の災害復旧事業に限るものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p><b>第5条</b> 次に掲げる事項は、知事が補助金の交付の決定をする場合に附する条件となるものとする。</p> <p>(1) <u>規則及び</u>この要綱により、補助を受け又は受けようとするもの（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 補助事業者は、当該災害復旧事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該災害復旧事業の遂行が困難となつた場合においては、<u>速やかに</u>知事に報告してその指示を受けなければならないこと。</p> <p>(3) <u>補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定め</u></p>

(軽微な変更)

**第6条** 第5条第1号の災害復旧事業計画の変更のうち、軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 事業の施行箇所（以下「施行箇所」という。）ごとの工種農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全施設及び防災ため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更

ない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産の管理に必要な事項を記載した書類を備え、処分制限期間が経過するまでの間保管しなければならないこと。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(軽微な変更)

**第6条** 前条第1号アの災害復旧事業計画の変更のうち、軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 事業の施行箇所（以下「施行箇所」という。）ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、<sup>りょう</sup>橋梁、農地保全施設及び防災ため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の

(4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の20パーセントをこえる増減

(5) 施行箇所ごとの工種別の工事費が20パーセントに相当する額をこえる増減

(6) (略)

(実績報告)

#### 第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の報告書は当該事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日のいづれか早い期日までに正副2部を提出するものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り上げ又は繰り下げることがある。

4 (略)

(指定財産)

第14条 規則第20条第2号及び第3号の知事が指定する財産は、次に掲げるものとする。

#### (1) 掘さく機

パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、パワーエキスカベーター、ラダーエキスカベーター、ドラグスクレーパー、ドイツヤ、サスペンションドレッツジャ溝掘機

変更

(4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(5) 施行箇所ごとの工種別の工事費が30パーセントに相当する額を超える増減

(6) (略)

(実績報告)

#### 第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の報告書は当該事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日のいづれか早い期日までに正副2部を提出するものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り上げ又は繰り下げることがある。

4 (略)

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限

(2) 運搬機械

トラック、ブルドーザー、スクレーパー、ダンプトラック、トラクトレーラー、特殊トラック、トラクター、モビロダー軽便機関車、コンベヤー

(3) 基礎工事用機

杭打機、杭拔機、グラウト機械

(4) 起重機械

デリッククレーン、シブクレーン、ケーブルクレーン、ゴライヤスクレーン、タタンクレーン

(5) ボーリング機械

ボーリングマシン、さく岩機、さく井機

(6) 整地機械

モーターグレーダー、ロードローラー、

りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金額に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合には、その金額 (1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合 (消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額 (1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書 (別記様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 消費税等相当額の確定状況等の確認

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合において、規則第13条の規定による当該補助金の交付額の確定の通知があつた日の翌年の4月10日までに(3)の報告を行っていないときは、同年5月15日までに、その状況等について、仕入れに係る消費税等相当額状況等報告書 (別記様式第7号)により知事に報告しなければならない。

<p><u>シープスフートルローラー、ダンピングローラー</u></p> <p>(7) <u>砕石機械、選別機械</u> <u>クラツシヤー、各種ミル、洗淨機、クラツシングプラント</u></p> <p>(8) <u>コンクリート機械</u> <u>セメント輸送機、バツチャープラント、ミキサー、コンクリート運搬機、パイプレーター、セメントガン</u></p> <p>(9) <u>空気圧縮機及びポンプ並びに原動機</u></p> <p>(10) <u>空気器具</u> <u>送電用架線、変圧器絶縁盤</u></p> <p>(11) <u>その他</u> <u>プラウ、ハロー、自動車、自動三輪車、自動二輪車</u></p> <p>(12) <u>前各号に掲げるもののほか、購入価格10万円をこえる機械及び機具</u> (書類の提出)</p> <p><b>第15条</b> この要綱による提出書類は、<u>すべて</u>申請者の所在地を管轄する<u>土地改良事務所</u>に提出するものとする。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p><b>第15条</b> この要綱による提出書類は、<u>全て</u>申請者の所在地を管轄する<u>農林事務所</u>に提出するものとする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号中「B5」を「A4」に、「(2) 金額 円」を

「(2) 金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額) に、「B4」を  
円 - 円 = 円

「A4」に改める。

別記様式第2号及び第3号中「B5」を「A4」に改める。

別記様式第4号中「B5」を「A4」に、「B4」を「A4」に改める。

別記様式第5号中「B5」を「A4」に改め、同様式第5号の次に次の2様式を加える。

別記様式第6号（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 ㊞

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 災害復旧事業の補助金  
に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円

(注) 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）を添付すること。

別記様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

仕入れに係る消費税等相当額状況等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 災害復旧事業の補助金  
に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならないため、次のとおり状況等を報告します。

(状況等)

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。